

予算決算委員会

予算の審査は、地域福祉分科会において、詳細な審査を行いました。その後、予算決算委員会の全体会においては、地域福祉分科会から審査の経過と結果の報告を受け、審査を行いました。

地域福祉分科会



6月3日

議案第27号 令和4年度鈴鹿市一般会計補正予算(第2号)

子育て世帯への給付金について

○子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

給付費 1億1,000万円 / 給付事務費 837万円

○子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

給付費 1億1,100万円 / 給付事務費 1,265万6,000円

【概要】 新型コロナ対策としての子育て世帯生活支援特別給付金について、令和4年度4月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の方などを対象に児童一人当たり一律5万円が給付される。その他世帯分は令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者などで、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の方などを対象に、一律5万円が給付される。どちらも基本はプッシュ型として申請なしで行われるが、世帯によっては申請が必要となる。

分科会の審議では、出席委員から、対象となる世帯に対する市の取り組みの確認と、事務費の妥当性について確認する質疑が行われた。

質疑

- ①申請が必要な対象世帯もあるが、どのように周知していくのか。
- ②ひとり親世帯分とその他世帯分を同時に受け取ることはできるのか。
- ③ひとり親世帯分とその他世帯分それぞれの給付事務費に係る委託料と、人材派遣の内容はどのようになっているのか。
- ④離婚時期による課題についてどのように考えているのか。

答弁

- ①周知については、広報すずかにおいて、ひとり親世帯分は6月20日号で、その他世帯分は7月5日号で行う。その他、庁内では健康福祉政策課と保護課などの窓口にチラシを配置するとともに、市ホームページにも掲載する。
- ②基本的にはどちらかを選択することになる。
- ③委託料については、ひとり親世帯分はシステム導入に151万6,900円と人材派遣として3名に101日間で542万4,458円、その他世帯分はシステム導入に546万1,500円とその他委託料として537万750円となっている。派遣業務は、申請に伴う窓口業務、申請内容の精査、システムへの入力、その他簡易的な事務になる。
- ④令和3年度に実施した子育て世帯への臨時特別給付金の際には、9月末という基準日が設けられていたことから、その後に離婚された場合で前受給者から給付金を受け取っていない方を対象に、実際に児童を養育している方が申請することにより支援給付金として支給した。今回の子育て世帯生活支援特別給付金に当たっては、そのような議論はなかった。